

豊田市緑のリサイクルセンター堆肥及びチップ販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市緑のリサイクルセンター（以下「緑のリサイクルセンター」という。）にて製造する堆肥及びチップの有効利用の促進を図るため、堆肥及びチップの販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「堆肥及びチップ」とは次のものとする。

- (1) 堆肥とは、せん定枝類、刈草類、食物残渣等を発酵処理して製造したもの
- (2) チップとは、せん定枝類を破砕した木片状チップ及び木片状チップを膨潤処理したもの並びに刈草類を破砕処理したもの

(販売する堆肥及びチップ)

第3条 販売する堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号、以下「法」という。）第22条の規定により届け出た特殊肥料とする。

2 販売するチップは、緑のリサイクルセンターでの加工・処理したものとする。

3 緑のリサイクルセンターでは、販売する堆肥及びチップの品質管理をする。

(販売場所)

第4条 堆肥及びチップの販売場所は、次のとおりとする。

- (1) 堆肥の販売場所 緑のリサイクルセンター及び豊田市渡刈クリーンセンター（以下「渡刈クリーンセンター」という。）
- (2) チップの販売場所 緑のリサイクルセンター
- (3) その他市長が必要と認めた場所

(販売日及び販売時間)

第5条 前条第1号及び第2号の販売場所における堆肥及びチップの販売日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 緑のリサイクルセンター

日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 渡刈クリーンセンター

日曜日、土曜日、12月29日から翌年の1月3日まで

2 堆肥及びチップの販売時間は次に掲げる時間とする。

(1) 緑のリサイクルセンター

午前9時30分から午後5時まで、ただし、土曜日は午前8時30分から正午まで

(2) 渡刈クリーンセンター

午前8時30分から午後4時まで

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、臨時に販売日又は販売時間を変更することができる。

(申込み)

第6条 堆肥及びチップを購入しようとする者は、堆肥・チップ購入申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。ただし、物品売払契約に基づき購入する場合はこのかぎりではない。

2 堆肥及びチップを緑のリサイクルセンター及び渡刈クリーンセンター施設内で現金又はクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済（市長が指定したものに限る。）で納付し、かつ、自ら運搬する場合は、口頭で申請することができる。

（販売等の制限及び停止）

第7条 市は、販売する堆肥及びチップの在庫量が不足する場合又はやむを得ない事情がある場合は、堆肥及びチップの販売等を制限し又は停止することができる。

2 販売する堆肥及びチップの用途は、市長が別に定める。

（購入者の責務）

第8条 堆肥及びチップを購入する者（以下「購入者」という。）は、堆肥及びチップの積み込みを行うとき及び運搬するときは、安全に十分留意しなければならない。

（販売単価）

第9条 堆肥及びチップ等の販売単価（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとする。

（1）袋詰め堆肥 1袋当たり150円

（2）ばら堆肥 10キログラム当たり50円

（3）チップ 荷姿はばらとし10キログラム当たり20円

（4）物品売払契約に基づく場合 契約書に記載された単価

（販売代金の減免）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、堆肥及びチップの販売代金の全部又は一部を減免することができる。

（1）購入者が堆肥及びチップの有効利用の促進に適した試験及び研究等を行う者であると市長が認めたとき。

（2）市が自ら使用するとき。

（3）イベント、PRのために配布するとき。

（4）循環型農業による使用をするとき。

（5）その他市長が必要と認めたとき。

2 販売代金の減免率は、別表1のとおりとする。

3 第1項の規定に基づき減免を受けようとする者は、堆肥及びチップ購入減免申請書（様式第2号）に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により減免の申請があった場合において、これを許可するときは、堆肥及びチップ購入減免許可書（様式第3号）を申請者に交付する。

（計量）

第11条 販売するばら堆肥及びチップの計量は、緑のリサイクルセンターが設置する計量器において、ばら堆肥及びチップの積み込みを行う前に車両重量の計量を行い、ばら堆肥及びチップの積み込みを行った後に、再度、車両重量の計量を行うことにより、その計

量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市が特に指示した場合は、その指示に従い計量するものとする。

3 緑のリサイクルセンターの計量器の計量単位は、10キログラムとする。

(引渡し)

第12条 堆肥及びチップの引渡しは、次の各号のとおり行うものとする。

(1) ばら堆肥の場合は緑のリサイクルセンター施設内、袋詰め堆肥の場合は緑のリサイクルセンター又は渡刈クリーンセンター施設内での引渡しとする。

(2) 引渡しの際、ばら堆肥の場合は、法に規定する肥料表示と計量票を、チップの場合は、計量票を渡すものとする。

(3) 緑のリサイクルセンター及び渡刈クリーンセンター以外で引渡しを受ける者は、別表2に定める引渡地区に応じた運搬料金を支払うものとする。ただし、第10条第1項の規定のうち第4号以外の各号に該当する場合は、運搬料金を免除できるものとする。

(4) 引渡しを受けた者の求めに応じて、堆肥成分検査書を発行するものとする。

(販売代金の徴収)

第13条 購入者は、緑のリサイクルセンター又は渡刈クリーンセンターの施設内で引渡しを受ける場合は現金又はクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済（市長が指定したものに限る。）で、それ以外の場所で引渡しを受ける場合は販売代金を現金にて納付しなければならない。ただし、物品売払契約に基づく場合及び同条第3項に規定する方法で購入しようとする場合はこの限りではない。

2 前条第3号に該当する者は、販売代金とは別に別表2に定める運搬料金を現金にて納付しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、購入者が次の各号のいずれかに該当するときは、販売代金及び運搬料金を各月の月末を整理日として、まとめて徴収する方法によることができる。

(1) 豊田市アーバングリーン協会の会員

(2) 公共団体又は公共的団体

(3) 袋詰め堆肥を納品する販売店等

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 購入者は、納入通知書に記載された納付期限までに販売代金及び運搬料金を納付しなければならない。

5 納付期限までに販売代金及び運搬料金の全額が納付されないときは、別に定めるところにより催促するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

（平成２３年８月１１日～平成２５年８月１５日の改正附則 省略）

附 則

この要綱は、平成２７年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年７月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第１０条関係）

堆肥販売代金 減免基準

減免理由	減免率％
（１）購入者が堆肥及びチップの有効利用の促進に適した試験及び研究等を行う者であると市長が認めたとき。	１００％
（２）市が自ら使用するとき。	１００％
（３）イベント、ＰＲのために配布するとき。	１００％
（４）循環型農業による使用をするとき。	５０％
（５）その他市長が必要と認めたとき。	１００％

別表２（第１２条関係）

運搬料金

引渡し地区	金額（円）
挙母	１，０００
高橋	１，０００
上郷	１，０００
高岡	１，０００
猿投	５００
松平	１，０００
藤岡	５００
小原	１，０００
足助	１，０００
下山	２，０００
旭	２，０００
稲武	２，０００

※１ １台につき１往復分の料金とする。

２ 運搬は豊田市内に限る。

３ 引渡時間は、申請時に決めるものとする。

堆肥・チップ購入申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申込者 住 所
氏 名
(法人の場合は名称
及び代表者名)
電話番号

下記のとおり堆肥・チップを購入したいので、豊田市緑のリサイクルセンター堆肥及びチップ販売要綱第6条の規定により申請します。

記

納品場所	
連絡先	電話 F A X
購入数量（予定）	☐ 堆肥 t・袋 ☐ チップ t
購入日（予定）	年 月 日（ ） 午前・午後 時
用途	☐ 水田 ☐ 畑作 ☐ 果樹園 ☐ 庭園 ☐ 施設管理 ☐ その他（ ）
支払方法	☐ 現地払い ☐ 後納※下記要件該当の場合のみ
後納の場合の要件	☐ 豊田市アーバングリーン協会の会員 ☐ 公共団体又は公共的団体 ☐ 袋詰め堆肥を納品する販売店等 ☐ 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの
特記事項	配達の場合は地図を記載

年 月 日 堆肥及びチップ購入減免申請書	
豊田市長様	
申請者	住所 氏名
必要予定数量	☐ 堆肥 t ・ 袋 ☐ チップ t ☐ 容器持参 ☐ 車両積込 ☐ 現地配達
減免理由	☐ 堆肥及びチップの有効利用の促進に適した試験及び研究等での使用 ☐ 市が自らの使用 ☐ イベント、PRのために配布 ☐ 循環型農業による使用（☐新規 ☐継続 ） ☐ その他（ ）
特記事項	循環型農業による使用の場合に記載 【使用場所】 【出荷先】

- ・許可書交付までに、7～10日かかる場合があります。
- ・循環型農業による使用の減免を申請される場合は、出荷や販売が証明できる書類（写し）を添付してください。

年 月 日

堆肥及びチップ購入減免許可書

住所

氏名

購入減免について、次のとおり許可します。

記

- 1 減免区分 ☐ 全部 ☐ 一部 _____ %
- 2 必要予定数量 ☐ 堆肥 t・袋 ☐ チップ t
- ☐ 容器持参 ☐ 車両積込 ☐ 現地配達
- 3 減免期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 減免理由
- ☐ 堆肥及びチップの有効利用の促進に適した試験及び研究等での使用
 - ☐ 市が自らの使用
 - ☐ イベント、PRのために配布
 - ☐ 循環型農業による使用（☐ 新規 ☐ 継続 _____）
 - ☐ その他（ _____ ）

豊 田 市 長

注 意 事 項

- 1）この許可書は提示を求めることがありますので大切に保管してください。
- 2）堆肥の在庫量によっては、購入量の制限をさせていただきますのでご了承ください。
- 3）配達につきましては、現場の状況により数日かかる場合があります。